

(指導・助言等義務)

13 . 東京地裁 平成2年8月31日判決

(棄却、東京地裁平成元年(ワ)10896 号)

判例タイムズ 751 号 148 頁、TAINS コード Z 999-0004

税理士が顧客に対して事業資産の買換え特例の適用を受けるための助言指導を怠り、修正申告と追加納税を余儀なくされたという顧客の損害と、税理士の業務履行との間に因果関係がないとされた事例

《事実の概要》

住居及び駐車場用の土地建物の買換えに当り、取得資産である駐車場については従前と同じく砂利敷きとして事業に供したところ、課税庁から舗装設備がないのは事業用資産と認められないとして、修正申告の勧めがあった。

税理士 Y は、更正決定を受けて争うことを勧めたが、原告 X はこれに応じて修正申告し、追加の税負担を行った。X は Y の助言が不適切であり債務不履行であるとして損害賠償を求めた。

《判決の要旨》

- 1 事業に供した買換え資産に該当するかどうかは、当該資産の形態等を総合して客観的に判断されるべきであり、駐車場について、舗装及び車止めの施設の有無がその要件でないことはいうまでもない。本件通達は税務行政上の解釈指針を示したものにすぎない。
- 2 税務署がする修正申告の勧めは、納税者の自発的な申告を促すもので何ら強制力を持つものではない。納税者がこの勧めに応じて修正申告するか否かは納税者が自らの責任において判断決定すべきことである。
- 3 原告 X が税理士 Y の意向に反して修正申告したことに鑑みると、本件納付金は X が自らの責任においてした修正申告の結果であり、Y の申告指導が修正申告の直接的契機をなすなどの特別な事情がないので、損害との間に相当因果関係を欠くものというべきである。